

令和5年第1回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和5年1月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和5年第1回東串良町農業委員会会議録

| | | | | | | | |
|----------------------------------|---|-----------------------|--------|----|----------------|--------|-------|
| 令和5年1月25日 | | | | | | | |
| 東串良町役場委員会室（3階） | | | | | | | |
| 開催の日時 及び宣言 | 開会 | 令和5年1月25日 午前10時00分 | | | | 議長 | 堅山 秋敏 |
| | 閉会 | 令和5年1月25日 午前10時48分 | | | | 議長 | 堅山 秋敏 |
| 農業委員 | 出欠 | 番号 | 氏 名 | 出欠 | 番号 | 氏 名 | |
| 出席数6名 欠席数1名 | ○ | 1 | 鶴丸 千尋 | ○ | 5 | 谷口 憲三 | |
| | ○ | 2 | 福岡 みどり | ○ | 6 | 木佐貫 一孝 | |
| 出席○ 欠席× | ○ | 3 | 吉ヶ崎 弘一 | × | 7 | 大村 教男 | |
| | ○ | 4 | 堅山 秋敏 | | 8 | | |
| 最適化推進 委員 | ○ | | 稲村 照隆 | ○ | | 町永 次男 | |
| 出席数8名 | ○ | | 上池 勝彦 | ○ | | 松留 和江 | |
| | ○ | | 内村 初子 | ○ | | 松留 立美 | |
| | ○ | | 村吉 博美 | ○ | | 杉木 秀幸 | |
| 会議録署名委員 | 2番 | 福岡 みどり | | 3番 | 吉ヶ崎 弘一 | | |
| 出席した事務局職員 | 局長, 次長 | 前田 秀一 駿河崎 哲郎 | | 書記 | 出水 翔太 若松 雄一 | | |
| 会議 に 付 し た 事 項 | <p>日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第2号 農地中間管理事業農用地利用集積計画について</p> <p>日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第5 議案第5号 農地あっせん委員の選任について</p> | | | | | | |

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

大村委員から、欠席届が参っております。
出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和5年第1回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2番福岡委員と、3番吉ヶ崎委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が2件2筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第1議案第1号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が8件、賃借権が13件、使用賃借権が4件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料1ページ、所有権の1番については、譲受人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第25条によって杉木委員は質疑の間、退席をお願いします。

（杉木委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料1ページをお開きください。

所有権の1番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、杉木委員の入室を認めます。

（杉木委員入室）

議長（堅山）

次に、資料4ページの賃借権1番、2番についても借人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第25条によって吉ヶ崎委員は質疑の間、退席をお願いします。

（吉ヶ崎委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

4ページをお開きください。

賃借権の1番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に賃借権の 2 番、貸人は宮崎市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 2 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、吉ヶ崎委員の入室を認めます。

（吉ヶ崎委員入室）

議長（堅山）

次に、資料 6 ページの賃借権 9 番についても借人が〇〇さんとなっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって村吉委員は質疑の間、退席をお願いします。

（村吉委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

6 ページをお開きください。
賃借権の 9 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地

は議案書に記載されているとおり、新規10年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。
それでは、質疑が終了したので、村吉委員の入室を認めます。

（村吉委員入室）

議長（堅山）

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。1ページをお開きください。

所有権の2番、譲渡人は山口県の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の3番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

2ページをお開きください。

次に所有権の4番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 5 番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 6 番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

3 ページをご覧ください。

次に所有権の 7 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に所有権の 8 番、譲渡人は福岡市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

4 ページをお開きください。

次に賃借権の 3 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

5 ページをご覧ください。

次に 4 番、貸人は大崎町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 6 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

6 ページをお開きください。

次に 7 番、貸人は福岡県の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

7 ページをご覧ください。

次に 10 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 11 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 12 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

8 ページをお開きください。

次に 13 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 6 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

9 ページをご覧ください。

次に使用賃借権の 14 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

10 ページをお開きください。

次に 15 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 16 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 17 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第1号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第2議案第2号農地中間管理事業農用地利用集積計画について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。資料1 1ページから1 3ページまでをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が5件6筆、面積9,719㎡、使用貸借権が11件23筆、36,317㎡となっております。総面積は46,036㎡で、鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第2議案第2号農地中間管理事業農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件、賃借権3件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（若松）

それでは、資料14ページをお開きください。

所有権の1番、譲渡人は大阪府の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

15ページをご覧ください。

次に賃借権の2番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、賃借権10年の期間設定でございます。

次に賃借権の3番、貸人は始良市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、賃借権10年の期間設定でございます。

次に賃借権の4番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん 申請地は議案書に記載されているとおり、賃借権6年の期間設定でございます。

以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって日程第3議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は賃借権設定が1件ございます。

それでは、資料16ページ、〇〇さんからの転用申請について質疑にはいります。

なお、農地転用については現地調査を行い、各委員に報告をお願いしております。それでは報告を吉ヶ崎委員をお願いいたします。

(吉ヶ崎委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和5年1月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と杉木推進委員と事務局の計4人で行いました。

なお、関係者として、借人の〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のとおりです。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が砂採取のために一時的に使用するものであるため、不許可の例外である一時転用に該当するものと思われまます。

費用については自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は985㎡であり、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われまます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願ひします。

議長(堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもって、日程第4議案第4号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第5議案第5号農地あっせん委員の選任について議題といたします。今回は、売買・賃借を求める申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

(「事務局一任」) の声あり)

議長(堅山)

事務局一任という声があったので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思っております。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局(出水)

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料17ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、17ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長(堅山)

ありがとうございました。

事務局一任という声があったので、農地あっせん委員に木佐貫委員

と上池委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思
います。

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 5 議案第 5 号農地あっせん委員の選任についてはただ
いま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※2月現地調査：20日（月）

定例総会：27日（月）

申請締切：13日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 5 年第 1 回定例総会を閉会
いたします。